

狩猟税の取り扱いについて

岡山県 税務課

狩猟税の軽減制度の取り扱いについては、令和 11 年 3 月 31 日までの間は、次のとおりです。

【対象鳥獣捕獲員】※鳥獣被害対策実施隊員

軽減措置の内容・・・課税免除
必要書類・・・3 ページに記載しています

【認定鳥獣捕獲等事業者の従事者】

軽減措置の内容・・・課税免除
必要書類・・・3 ページに記載しています

【許可捕獲者】

※狩猟者登録の申請前 1 年以内に、鳥獣保護法又は鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受け、当該許可に係る捕獲等をした方

軽減措置の内容・・・2 分の 1 税率（減免）
必要書類・・・2 ページのフローチャートにより確認してください

【許可捕獲者の従事者】

※狩猟者登録の申請前 1 年以内に、鳥獣保護法又は鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可を受けた者の従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した方

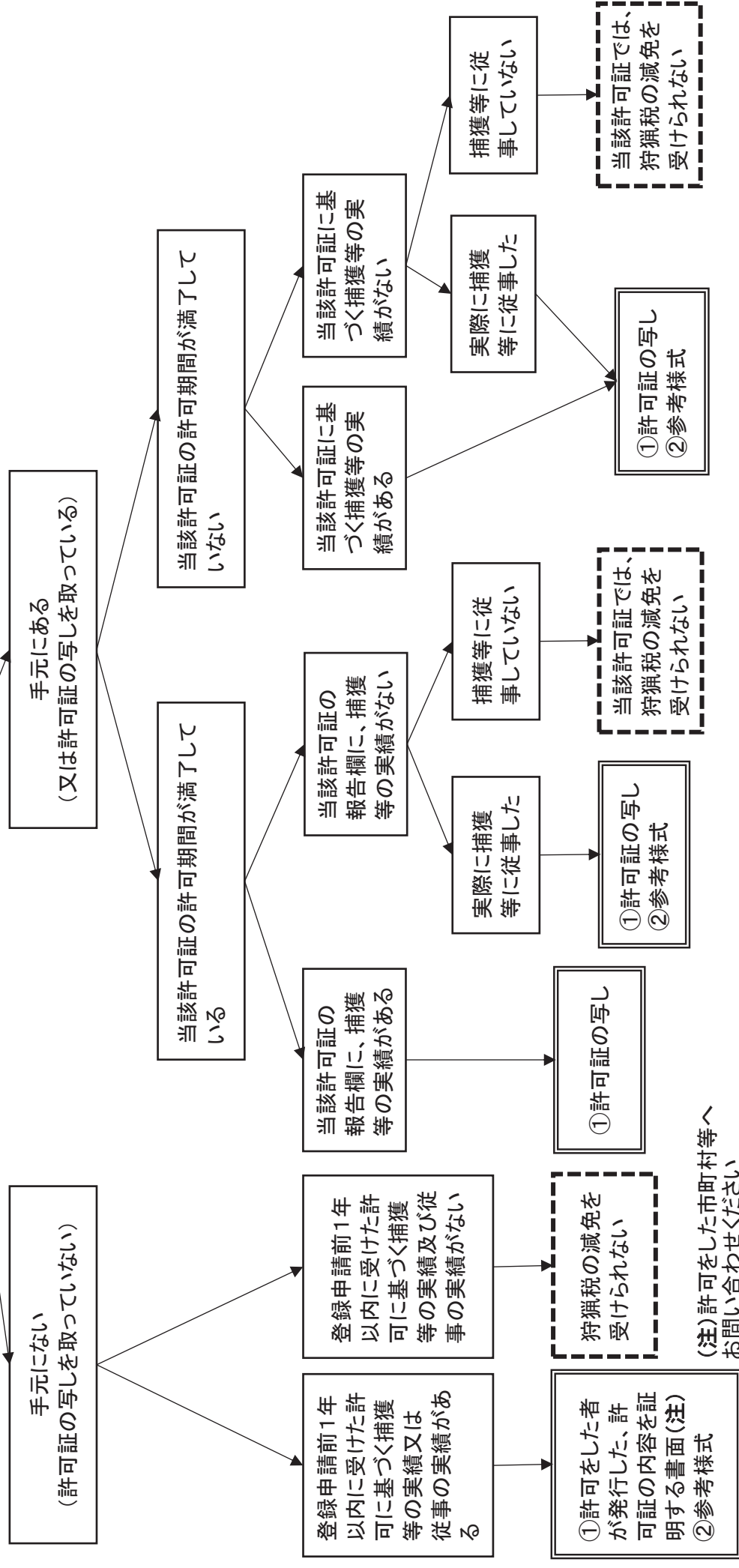
軽減措置の内容・・・2 分の 1 税率（減免）
必要書類・・・3 ページのフローチャートにより確認してください

税率2分の1(減免)

※許可証の取得日が狩猟者登録申請より1年以上経過していたとしても許可証の有効期間内であれば適応する

狩猟者登録申請前1年以内※に取得した法に基づく許可証が

※許可捕獲者とは
狩猟者登録の申請前1年以内に、鳥獣保護法又
は鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許
可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲を行った方



(注)許可をした市町村等
お問い合わせください

鳥獣捕獲等許可実績報告書

住所	
氏名	
生年月日	

※以下の場合、この報告書の提出が必要です。

- ・許可を受けた者のうち、
 - ①許可証の有効期間が満了していない者又は捕獲実績がゼロの者
 - ②許可証の原本を既に返納している者
- ・許可を受けた従事者として、鳥獣の捕獲等に従事した者

報 告 欄			
捕獲等を行 った月日	捕獲等を行 った場所	鳥獣等の 種 類	捕獲数量

報 告 欄			
捕獲等を行 った月日	捕獲等を行 った場所	鳥獣等の 種 類	捕獲数量

※許可期間中に捕獲実績がゼロ頭であった場合は、「捕獲等を行った月日」欄及び「捕獲等を行った場所」欄に、実際に捕獲等に従事した月日及び場所を記入してください。